特記仕様書の改訂について

令和7年6月～

工務課

①週休2日確保工事について

②水道施工管理システムについて

③熱中症対策について

④その他　提出書類などについて

①週休2日確保工事について

※八戸圏域水道企業団における「週休２日確保工事」実施要領（令和7年4月24日改訂）
　に基づく

経緯

＊ 国、県が主導で週休2日確保への取り組みが進められており、当企業団においても令和元年10月1日より週休2日確保工事を実施。

↓

＊ 水道事業実務必携の改訂（令和7年2月18日通知）
週休２日の取得に要する費用の計上は、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より通達する「週休２日の推進に向けた適切な費用計上等について」による。

↓

＊ 令和7年3月27日付けで「週休2日の推進に向けた適切な費用計上等について」通達があったため、改訂を行う

対象工事

＊ 当初工期が土木工事標準積算基準書（青森県県土整備部）における標準工事日数以上である場合、または積上げによる工期設定において週休2日に対応した工期を設定している工事

→ 工期算定表にて不稼働日数として考慮しており、従来通り

＊ 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事以外の工事

→ 移設工事など施工日数が限られる工事、
消火栓設置工事などの施工日数が短い工事は対象外

※令和7年6月1日以降に特記仕様書に明示した工事から

週休2日確保工事

設計積算時

・経費率：完全週休2日（土日）で積上げ

	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日	補正なし
労務費	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00
現場管理費率	1.03	1.02	1.00

週休2日確保工事

発注時

・特記記載内容

2. 週休2日の確保 ☑有　☐無	☐	完全週休2日（土日）Ⅰ型 この工事は、受注者が完全週休2日（土日）の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式
	☑	完全週休2日（土日）Ⅱ型 この工事は、受注者が完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式
	詳細は、八戸圏域水道企業団における「週休2日確保工事実施要領」によるものとする。 また、週休2日の確保「有」の場合は、積算時に完全週休2日（土日）適用工事の補正を行っている。	

＊ 完全週休2日（土日）Ⅰ型
受注者が、完全週休2日（土日）の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日は必須）

＊ 完全週休2日（土日）Ⅱ型 → 主にこちらを採用。
受注者が、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取り組みについて工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日は必須）

週休2日確保工事

契約後

・受注者協議（フローで確認）

① 受注者が工事打合簿（協議）にて以下から選択（現場閉所計画書を提出）

・完全週休2日（土日）（全ての週で2日間以上）

・月単位の週休2日（すべての月で4週8休以上）

・通期の週休2日（工期全体で4週8休以上）

・週休2日を行わない（必ず理由を明記）

↓

② 毎月、現場閉所報告書を提出してもらい、達成状況を確認
（週休2日を行わない場合は除く）

↓

③ 現場終了後、受注者から工事打合簿（協議）を提出してもらい、
達成状況に応じて補正を決定

週休2日確保工事

②水道施工管理システムについて

対象工事について

１．発注取扱　　発注金額に関係なく、「発注者指定型」とする
特記仕様書に明示した水道本管工事に適用
（消火栓工事や切回し工事等は対象外）

２．適用　　令和7年6月1日以降　特記仕様書に明示した工事から

特記仕様書への明示

水道施工管理システム運用について（発注者指定）

本工事は、ICT技術を活用することによって、現場作業の効率化や確実な工事、適切な施工管理を行うことを目的として、施工管理システムを運用し施工すること。また、施工管理システムを使用する場合は以下の全ての要件を満たすこと。

① スマートフォン等の端末を利用し、配管工事現場でダクタイル鉄管の施工管理項目を入力でき、自動判定できること。

② 施工管理が可能なダクタイル鉄管の適用管種には、GX形管及びGX形管路に含まれるK形管・フランジ形管が含まれること。

③ 入力した施工管理項目に基づき、ダクタイル鉄管の継手チェックシート、管割図、使用材料の情報が含まれる工事日報が自動で作成されること。

④ 自動作成される管割図は、DXF又はDWGファイル等CAD形式で出力できること。

⑤ ダクタイル鉄管の継手接続後のゴム輪位置測定に際し、監督職員が要求した場合には、正確な測定値を端末に送信可能なゴム輪位置測定器が使用できること。

※やむをえず、システム利用できない場合には、発注者と協議した上で、システム運用を見合わせることができるものとする。

③熱中症対策について

熱中症対策　背景・目的

近年、気候変動等の影響により、国内の熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数も高い水準で推移している。
この状況を踏まえ、環境省では、令和3年度から、気象庁と共同で「熱中症警戒アラート」を運用し、熱中症への警戒を呼びかけてきた。

令和5年の気候変動適応法（平成30年法律第50号）の改正において、従前から運用してきた「熱中症警戒アラート」が「熱中症警戒情報」として位置づけられるとともに、気温が特に著しく高くなり熱中症による人の健康に対する重大な被害が生じるおそれのある場合に発表する「熱中症特別警戒情報」（通称：熱中症特別警戒アラート）が創設された。

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行される。

令和7年4月15日　　労働安全衛生規則改正の公布日

令和7年6月 1日　　労働安全衛生規則改正の施行日

事業者義務 と 罰則

1．熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
①「熱中症の自覚症状がある作業者」
②「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」
がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、
関係作業者に対して周知すること

2．熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
①作業からの離脱
②身体の冷却
③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を
事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

熱中症対策の実施義務に違反した者は
「6カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金」に処されるほか、
法人に対しても「50万円以下の罰金」が科されます。

※熱中症を生ずるおそれのある作業・・・WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、
継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

日常生活に関する指針

※以下、出典資料を参考編集
日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」（2022）改編
(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2019）

気温 （参考）	暑さ指数 （WBGT）	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
35℃以上	危険 （31以上）	すべての生活活動でおこる危険性 （激しい運動は中止）	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
31℃以上 35℃未満	厳重警戒 （28以上31未満）		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
28℃以上 31℃未満	警戒 （25以上28未満）	中等度以上の生活活動でおこる危険性 （積極的に休憩）	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
24℃以上 28℃未満	注意 （21以上25未満）	強い生活活動でおこる危険性 （積極的に水分補給）	一般に危険性は少ないが、激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。
24℃未満	ほぼ安全 （21未満）	（適宜水分補給）	通常、熱中症の危険は小さい。

※暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）は、熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標です。 単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されますが、その値は気温とは異なります。
　暑さ指数（WBGT）は人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、 ②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、 ③気温　の３つを取り入れた指標です。

WBGT値が高い時の推奨される対応

熱中症は「高温」「湿度」「日差し」などの外的要因に加えて、「長時間の作業」も発症の大きな原因です。そのため、作業時間を適切に管理・短縮することは非常に効果的な予防策です。

また、現場によっては、以下のような工夫をしている例もあります。

・午前中に重作業を集中させ、午後は軽作業へ変更
・早朝・夕方の涼しい時間帯に作業を振り分け
・作業班ごとのシフト制で連続作業を回避

WBGT値	推奨される対応
28～30（厳重警戒）	こまめな休憩、水分補給、冷却措置
30～31（厳重警戒）	作業時間の短縮、1時間に2回以上の休憩
31以上（危険）	原則、作業の中止を検討

救急措置の重要性

万が一、熱中症が発生してしまった場合に備えた「救急措置の体制づくり」も重要です。
対応が数分遅れるだけでも、重症化や命に関わるリスクが高まります。

熱中症対応マニュアルでは、以下の手順が推奨されています。
・意識確認・呼びかけをする
・涼しい場所に移動させる
・衣服をゆるめ、体を冷やす（首・脇・太もも）
・水分・塩分の摂取を促す
・意識がない場合は救急車を呼ぶ（119番）

その他、体制整備も必要です。
・各現場に熱中症対応キットの設置（氷嚢、経口補水液など）
・AEDの設置と使用訓練
・現場ごとの救急対応マニュアルと訓練の実施

救急措置の習得は、「事故を防げなかった場合の最終手段」ではなく、「命を守る初動対応」です。

義務化における　ポイント

①報告体制の整備　…　緊急連絡体制の明確化
【既存の施工計画書一部編集】

②実施手順の作成　…　施工計画書へ添付
【→今回記載することで確認】

③関係者への周知　…　社内教育と周知
【義務化・罰則あり】

熱中症対策

施工計画書へ記載

施工計画書　＞　**「安全管理」の項目へ　「熱中症対策」　を追加**　する。

（例）【熱中症対策について】

1．報告体制について

　熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるよう、「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制は以下のとおり。

（　連絡先や担当者　を記載　）

2．実施手順について

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するため
必要な措置の実施手順（フロー）は以下のとおり。

（　熱中症時の救急処置　を記載　）

3．社内教育と周知について

・作業前ミーティングにおけるWBGT値の確認（別紙表に基づく、作業判断）
・熱中症予防のためのチェックシートで、作業員全員で確認（別紙のとおり）
・熱中症の症状と予防方法、救急処置、熱中症事例の情報共有

熱中症対策

参考ホームページ

環境省　熱中症予防情報サイト
（熱中症アラートや日最高暑さ指数31以上など表示）
https://www.wbgt.env.go.jp/

厚生労働省　ポータルサイト
「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」
https://neccyusho.mhlw.go.jp/

※令和7年5月現在

④その他　提出書類などについて

休工届

例

令和　○年　○月　○日

（あて先）八戸圏域水道企業団工務課長

受注者

休工届

下記のとおり休工しますので、ご報告いたします。

記

1.　工事名称　　○○○○配水管布設工事

2.　工事場所　　○○○○　地内

3.　休工期間　　令和○年○月○日（○）～令和○年○月○日（○）

4.　現場巡回方法　　現場代理人が１日１回巡回

5.　緊急連絡先

職名	氏名	電話番号
現場代理人	○○　○○	○○○－○○○－○○○○
	○○　○○	○○○－○○○－○○○○
	○○　○○	○○○－○○○－○○○○

休工届について

＜提出の目的＞

工程表で夏季休暇や冬季休暇等について記載しており、緊急連絡体制は施工計画書に記載している。

しかし、長い休みの場合において、実際の休みの確認や休工時における現場対応時に、現場代理人に連絡がつかない場合などが想定されるため、休工期間や現場代理人以外の緊急連絡先も含め、確認のため提出してもらうものである。

＜提出期日＞

・4日以上の休工が見込まれる場合

※稼働中工事に限り、休工前に提出

GW、夏季／冬季休暇など

＜提出部数＞

・1部　（カガミ不要）

＜様式／記載項目＞

・様式は自由

・記載項目について明記すること

1. 工事名称
2. 工事場所
3. 休工期間
4. 現場巡回方法
5. 緊急連絡先（複数人記載）

提出書類

最後に　ポイントを改めて確認

①週休2日確保工事について（6/1以降特記仕様書に明示した工事）
★発注者は、当初設計から、週休2日の経費込みで設計する
★受注者は、入札の際に「経費込み」であることをふまえて積算する
★契約後は、受注者は必ず「工事打合簿」（協議）を提出する
（現場着工前と竣工時に提出）
★完全週休2日（土日）に満たない場合は、経費が減額となる

②水道施工管理システムについて（6/1以降特記仕様書に明示した工事）
★発注金額に関係なく、「発注者指定型」とする
★やむをえずシステムを使わない場合には、受注者は必ず「工事打合簿」（協議）を提出

③熱中症対策について（労働安全衛生規則改正より6/1以降に義務化）
★6/1現在、既に稼働している工事も対象となる（施工計画書の変更で提出）
（6/1以降契約工事は、施工計画書に始めから記載）
★監督職員は受注者へ指導（労働安全衛生規則の遵守）

④その他　提出書類などについて（6/1以降特記仕様書に明示した工事）
★４日以上の休工が見込まれる場合で、稼働中工事に限り、休工前に提出